

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表法第二十四条第二項の項を削る。

第十一号様式中「~~第52条~~第1項」を「~~第55条~~第1項」に改める。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第二条の表法第二十四条第二項の項を削る改正規定及び第十二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。